令和９年度 なぎっ子こども園入園のご案内

令和９年度の奈義町立なぎっ子こども園の入園案内です。入園を希望される方は、利用のための認定（教育・保育給付認定）を受けていただく必要がありますので、記載内容をご確認いただき、期間内に申請をしてください。なお、この案内は、申請から入園後の大事なことを記載しています。手続き後も大切に保管ください。

【なぎっ子こども園の概要】

〇利用定員　　２５０名(実際に受け入れる人数は、保育教諭の人数等により調整することがあります。)

〇開園時間　　教育標準時間(月～金曜日)・・・午前９時～午後１時 30 分
保育標準時間(月～土曜日)・・・午前７時 30 分～午後６時 30 分
保育短時間　(月～土曜日)・・・午前８時 30 分～午後４時 30 分

〇休 園 日　　日曜日、国民の祝日に関する法律に規定される休日、12/29～1/3
その他必要と認められる日

〇休 業 日　　１号認定園児（教育標準時間）の休みの期間
・土曜日
・夏季休業日（　７月 20 日～８月 26 日）
・冬季休業日（12 月 25 日～１月　６日）
・春季休業日（　３月 26 日～４月　６日）



１　教育・保育給付認定について

給付認定は、保育の必要性の有無と年齢に応じて、以下のとおり１号～３号までの区分で認定され、「支給認定証」が交付されます。

認定区分	認定条件	認定される時間	有効期間
１号認定	保育を必要としない満３歳以上（令和３年４月２日～令和６年４月１日生まれ）の児童	教育標準時間	小学校に入学するまでの期間
２号認定	保護者の就労等の理由で、保育を必要とする満３歳以上（同上）の児童	保育標準時間 保育短時間	小学校に入学するまでの期間（※１）
３号認定	保護者の就労等の理由で、保育を必要とする満３歳未満（令和６年４月２日生まれ～満６か月まで）の児童	保育標準時間 保育短時間	満３歳の誕生日の前々日までの期間（※１）（※２）

※１）保育を必要とする事由によって、有効期間が異なる場合があります。

※２）認定中に満３歳に年齢到達した場合の変更手続きは不要です。満３歳の年齢到達後に２号認定の支給認定証をお渡しします。

２　入園申請について

※奈義町に住所を有していることが要件です。年度途中での入園を希望される場合も受付期間内に必ず申請をしてください。出生前の申請はできません。

受付期間・場所　**令和８年１１月２日（月）～ 令和８年１１月20日（金）**

提 出 場 所：奈義町教育委員会　学事課　（文化センター内）

※在園者はなぎっ子こども園でも可

問い合わせ先：℡（０８６８）-３６-４１９５

提出書類

①奈義町教育・保育給付認定申請書兼認定こども園等利用申請書　※申請児童１名につき１枚必要。

②施設利用申請確認書　※申請児童１名につき１枚必要。

③保育を必要とする証明等（２号、３号認定申請で該当するもの）

※保護者１名につき１部提出。令和９年４月１日時点の状況（予定を含む）

	事　由	必要な書類
１ 就労	就労・就労予定	就労証明書
	育児休業中	就労証明書
	自営業・専従者・家族従事者等	就労証明書(申立書)、確定申告書の写し等
２	妊娠・出産	母子手帳の写し(氏名と分娩予定日が記載されているページ)
３	保護者の疾病、障がい	病気等申立書、入院・通院証明、身障手帳等の写し等
４	親族の介護、看護	介護（看護）申立書、身障手帳等の写し等
５	災害の復旧等	申立書、罹災証明書等
６	求職活動	就職活動状況申立書
７	保護者の就学	在学を証明できる書類等(入学予定の場合は合格通知等)

※３～６に該当する方は、申立書の様式を町ホームページでダウンロードしてご使用いただくか、教育委員会学事課でお受け取り下さい。

④個人番号(マイナンバー)カードの写し（該当者のみ）

※保護者のいずれかが、令和８年１月１日時点で奈義町以外の自治体に住所を有していた場合。

申請に関する留意事項

〈土曜日の保育について〉

２号、３号認定の児童で、仕事等により家庭保育が困難な場合に土曜日保育を必要とされる方については、こども園にて保育を実施いたします。（※土曜日保育の実施には、事前にこども園への申請が必要です。）

児童の育ちには、家庭で保護者の方と過ごす時間がとても大切です。お仕事がお休みの日など、ご家族で過ごすことができる時はご家族でお過ごしください。

〈慣らし保育について〉

園生活に無理なく慣れるため、入園後３週間程度、慣らし保育を行います。この慣らし保育は、入園日より前に行うことはできません。期間やお迎えの時間については、お子様の様子を見ながら相談させていただきます。

〈転入予定の場合について〉

町外にお住まいの方で、利用開始日までに奈義町に転入予定の方は、受付期間中に奈義町の申請書類を用いて申請してください。申請書の住所欄には現住所・奈義町での住所(予定可)・転入予定時期をご記入ください。

〈町外の保育園等を利用したい場合について〉

勤務先や勤務時間の都合などにより、町外保育園等を利用(広域入所)したい方は、事前協議等の手続きが必要となりますので、お早めに学事課までご連絡ください。申請は奈義町の書類を用いて奈義町にするようになります。受け入れ可能児童や申請期間等については、あらかじめ希望先の保育園等がある市区町村に確認してください。

〈利用調整について〉

書類審査等の結果、家庭での児童の保育が困難と認められた場合、「奈義町保育の利用に関する規則」により保育の必要性の高い児童から利用調整を行います。

定員超過や人員配置、施設面積等により、入園時期や広域入所等のご相談をさせていただく場合があります。「入園不承諾(保留)通知書」により育児休業の延長が可能な方はご協力ください。

3　保育を必要とする事由及び認定される時間　（入園が必要と見込まれる期間）

区分	事　由	入園承諾期間	認定される時間
第１号	就労	月120時間以上の就労の場合	保育標準時間
		月48時間以上、月120時間未満の就労の場合	保育短時間
第２号	妊娠・出産	出産前後のための保育が困難な状態にある場合、出産予定の前８週の属する月の初日から出産後８週の属する月の月末まで	保育標準時間 保育短時間
第３号	疾病・障がい	保護者が疾病や障がいのため保育が困難な場合	保育標準時間 保育短時間
第４号	介護・看護	同居の親族を常時介護・看護している場合	保育標準時間
第５号	災害復旧	災害により家屋の破損、その他災害復旧のため保育にあたれない場合	保育標準時間
第６号	求職活動	求職活動により保育が困難な場合、入園後９０日間	保育短時間
第７号	就学	学校教育法に基づく学校、就労に必要な職業訓練校及びその他専門学校への就学期間中	保育標準時間 保育短時間
第８号	虐待・DV	虐待や配偶者からDVのおそれがある場合	保育標準時間
第９号	育児休業	育児休業取得時に既に保育を利用している子どもがいる場合	保育短時間
第10号	その他	町長が特に必要と認める場合	保育標準時間 保育短時間

※保護者が２人いる場合は、それぞれの認定の有効期間のうち、期間の短い方が適用されます。また、いずれかが保育短時間認定になる場合は、「保育短時間」となります。

※保護者のいずれもが、月 120 時間以上の就労で保育標準時間に該当する場合にあっても、保育短時間認定を希望することができます。

４　入園申請後・入園後に変更が生じた場合の手続きについて

保育を必要とする事由や住所などの申請内容が変更になる場合は、保育認定時間や保育料等も変更が生じる場合がありますので、速やかに届出をしてください。

次の表をご確認のうえ、教育委員会学事課又はこども園に提出をお願いします。

届出事項	必要書類
就労先・就労時間等が変更になる場合	・教育・保育給付認定申請書兼認定こども園等利用申請書 ・就労証明書
退職・求職活動をする場合	・教育・保育給付認定申請書兼認定こども園等利用申請書 ・就職活動状況申立書
育児休業に入る場合	・教育・保育給付認定申請書兼認定こども園等利用申請書 ・就労証明書
育児休業から復職する場合	・教育・保育給付認定申請書兼認定こども園等利用申請書 ・就労証明書
転出・退園をする場合	・退園届
住所、その他家族状況の変更の場合	・教育・保育給付認定申請書兼認定こども園等利用申請書 ・各種申立書他必要な書類

５　保育料等について

国の幼児教育・保育の無償化に伴い、３歳から５歳の保育料は無償です。無償の期間は、満３歳になった後の４月１日から小学校入学前までの３年間です。

０歳から２歳の保育料は、保護者の所得、４月１日現在での児童の年齢、認定される時間、家庭状況により算定します。

４月～８月の保育料は、保護者の令和８年度(令和７年中所得)の市町村民税所得割額、９月～翌年３月の保育料は、保護者の令和９年度（令和８年中所得）の市町村民税所得割額により、階層が区分されます。これにより、年度途中で保育料が変更となる場合があります。階層の決定に必要ですので、確定申告等が必要な方は、忘れずに申告してください。

入園後は、退園届を提出しない限り、登園の有無に関わらず、全額納付していただきます。

●令和９年度なぎっ子こども園保育料（３歳未満）

階層区分	保育標準時間	保育短時間
①生活保護世帯	０円	０円
②市町村民税額非課税世帯	０円	０円
③所得割課税額48,600円未満	10,700円	10,600円
④所得割課税額97,000円未満	16,500円	16,200円
⑤所得割課税額169,000円未満	24,400円	24,100円
⑥所得割課税額301,000円未満	33,500円	33,000円
⑦所得割課税額397,000円未満	44,000円	43,300円
⑧所得割課税額397,000円以上	57,200円	56,300円

同一世帯の１８歳のお子さんからカウントし、入園する児童が第２子の場合は半額、第３子以降は無料となります。ひとり親世帯、在宅障害者のいる世帯、生活困窮世帯等への負担軽減を行います。

●保育料の納入について

原則、口座からの引き落としをお願いします。晴れの国岡山農協・中国銀行・ゆうちょ銀行・津山信用金庫いずれかの口座からの引き落としとなります。

新規の方については、後日引落申込書をご案内させていただきます。継続の方は、現在お届けの口座からの引き落としとなりますが、変更を希望される場合はお申し出ください。

●給食費について

給食費は、主食費、副食費とも無償です。

６　一時預かりについて

保護者の疾病や出産、看護等の理由により一時的に家庭で保育をすることが困難な場合、なぎっ子こども園で一時預かりを利用することができます。１号認定の児童で、教育時間終了後や長期休業中に保育を必要とする場合も利用できます。

○対　　象　　[一 般 型] なぎっ子こども園他いずれの保育所等にも在籍していない、満１歳以上から就学前の児童

[幼稚園型] なぎっ子こども園に在籍している満３歳以上（１号認定）の児童

○利用期間　　こども園開園時間内で必要とする時間

※原則として週３日以内、１カ月あたり１２回以内

○利用料金　　[一 般 型]　１日　１，８００円

[幼稚園型]　教育時間終了後の利用：１回　３００円

長期休業期間中の利用：１日　１，８００円

※幼稚園型を利用する児童で、保育の必要性があると認定される場合は、利用料無償化の対象となります。該当の場合は、利用する前に学事課までお問い合わせください。

○申 込 等　　利用を希望される場合は、利用希望日の原則１週間前までにこども園に直接お申し込みください。こども園の都合等により、お預かりできない場合がございます。

そのほか入園申請に関することは、**奈義町教育委員会　学事課**までお尋ねください。
（☎0868-36-4195）